

## 新潟市秋葉区農業委員会 3 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 30 年 3 月 29 日（木）午後 3 時から午後 4 時 10 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (16 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長職務代理者	2 番	平野 榮治
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

15 番 大竹 玲子

16 番 柏木 宏

第 2 議事

議案第 38 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第 39 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について

議案第 40 号 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
について

議案第 41 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議案第 44 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農政振興係長	白川 文夫

## 7 会議の概要

事務局長 (佐藤局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成29年度3月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
事務局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は全員出席となっております。従って、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。  (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので15番・大竹委員、16番・柏木委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長

議案第 38 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 38 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

9 ページまで利用権設定の新規、新津地区が 38 件、小須戸地区が 4 件、筆数 219 筆、面積 174,895 m<sup>2</sup>であります。

10 ページは利用権の更新、新津地区が 2 件、小須戸地区が 1 件、筆数 29 筆、面積 22,021 m<sup>2</sup>であります。

11 ページは売買、小須戸地区が 1 件であります。

12 ページは利用権の移転、小須戸地区が 1 件であります。

13 ページは、農地中間管理機構に貸し付ける案件になっております。

新津地区で 3 件、小須戸地区で 3 件、筆数 88 筆、面積 75,775 m<sup>2</sup>であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

15 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は、平成 30 年 4 月 12 日となります。

16 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

委員退席

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。  
本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第 38 号は原案どおり決定しました。  
ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長 それでは次に移ります。  
議案第 39 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局  
の説明をお願いいたします。

事務局  
(田中係長) それでは、議案書 17 ページ 1 番をご覧ください。  
議案第 39 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてご説明い  
たします。  
金津地区において、土地所有者 A 氏及び権利設定者 B 氏による許可申請  
を受け付けました。  
本件は、個人住宅建設を目的とした、親子間の使用貸借権設定にかかる  
転用許可申請です。  
転用面積は、田 1 筆、約 5 アールです。  
申請地は立地基準中山間地に分類されることから、第 2 種農地と判断さ  
れ、代替性の検討を行うことを条件として許可をすることができるもので  
あり、周囲の状況検討及び聞取りの結果、適地がないことから許可相当と  
判断されます。  
なお、本件は農振農用地区域外農地に所在し、転用行為の妨げとなる権  
利を有する者はありません。  
また、本件は農地部会に付されました。  
以上、事務局説明を終わります。

議長 ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開  
かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

平成 30 年 3 月 26 日に開催されました農地部会における、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 1 件の調査内容について報告します。

議案書 17 ページ 1 番の案件です。

本件の譲受人の B 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、現在市外に住んでいるが、子どもの小学校入学を機会に、親の老後のこともあり、実家のとなりに住宅を建てる目的で申請したとのことです。

また、計画が具体化した時期をたずねたところ、昨年 11 月ごろとのことでした。

部会としては、許可後の手続きに遺漏がないよう指導し、譲受人もこれを承諾しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 39 号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第 40 号、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、

議案第 41 号、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

事務局  
(次長)

て、

一括して事務局の説明をお願いいたします。

18 ページをお願いします。

議案第 40 号、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明いたします。

19 ページ I の農業委員会の状況です。

1 の農業の概要についてですが、数字については、右端の欄をご覧ください。

一番上の耕地面積は、新潟市全体の耕地面積です。

その下の経営面積は、農林業センサスに基づく秋葉区の面積です。

その下の遊休農地面積ですが、秋葉区では 1.6ha となっています。

その下は、台帳面積となります。

次に、総農家数ですが 1,467 戸、自給的農家数、販売農家数等は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、農業就業者数については 1,805 人で、農林センサスに基づいたものです。

そのとなりは認定農業者数です。

2 の新制度に基づく農業委員会の体制ですが、ご承知のとおり、これも記載のとおりであります。20 ページをお願いいたします。

次に、II の担い手への農地の利用集積・集約化です。

1 の現状及び課題ですが、平成 29 年 3 月現在で 2,567ha、集積率は 73.6% でした。課題については、記載のとおりの内容です。

2 の 29 年度の目標及び実績ですが、目標 2,587ha に対し実績 2,624ha で、達成率は 101.4% という結果でした。

3 の目標の達成に向けた活動ですが、記載の活動計画に対し、活動実績では、各地域で農業委員・推進委員参画のもと、人・農地プランに基づく話し合いを実施した。平成 29 年度は秋葉区内の中間管理事業に関する重点地区の取組みはなかったが、農業委員・推進委員が中心となって、積極的に地域の担い手への集積・集約活動を推進したとしました。

4 の目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価では、目標とする面積以上の集積が実施できたとしました。

活動評価では、ほぼ計画通り活動することができたとしました。

Ⅲの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、1 の現状及び課題では、記載のとおり 28 年度は 2 経営体、0.6 ha の参入があったわけですが、記載のとおり課題もあったとしています。

2 の 29 年度の目標及び実績では、参入目標 1 経営体、目標面積 0.3 ha であったわけですが、残念ながら新規参入はありませんでした。

3 の目標の達成に向けた活動では、活動計画及び活動実績は記載のとおりとなっています。

4 の評価ですが、目標に対する評価は、個別に新規参入希望者等への相談活動は実施したが、目標とする新規参入は得られなかったこと。活動に対する評価については、目標とする活動は概ね実施できたが、結果として新規参入はなかったとさせていただきます。

次に、IVの遊休農地に関する措置に関する評価です。

1 の現状及び課題ですが、平成 29 年度 3 月現在で遊休農地面積は 1.8 ha で、割合は全農地面積の 0.05%となっており、その課題については記載のとおりとしております。

2 の 29 年度の目標及び実績ですが、解消目標 0.2 ha に対し実績は 1.5 ha で、達成率は 750.0%となりました。

3 の目標の達成に向けた活動ですが、記載のとおりの活動計画に対し、記載のとおりの活動実績となりました。

4 の目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、目標を上回る解消ができたこと、次年度以降も解消に向け努力を継続していくとしました。活動に対する評価については、記載のとおりです。

次に、違反転用への適正な対応です。

現状と課題については、それぞれ記載のとおりとさせていただきます。

2 の 29 年度実績では、1.0 ha のままで増減はありませんでした。

3 の活動計画・実績・評価ですが、記載のとおりの計画と実績としております。

活動に対する評価としては、概ね計画を達成できた。今後とも粘り強く是正、発生防止に向けた活動を行うとしています。

次に、VIの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。

1 の農地法第 3 条に基づく許可事務については、市へ権限移譲したため該当事務なしとして記載はしていません。

2 の農地転用に関する事務では、年間の処理件数は 31 件です。事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表については、記載のとおりであります。

3 の農地所有適格法人からの報告への対応ですが、管内の農地所有適格法人は 9 法人で、うち 8 法人が報告書を提出していますが 1 法人が未提出のため督促を行っているところです。

4 の情報提供等です。

賃借料情報の調査・提供では、調査対象件数 542 件で、新津さつき農協を通じ全農家にチラシを配布しております。また、農地の権利移動等の状況把握、農地台帳の整備は、それぞれ記載のとおりとなっています。

次にVIIの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ですが、特に、

地域の農業者から寄せられた主な意見等はございませんでした。

次に、Ⅷの事務の実施状況の公表等です。

1の総会等の議事録の公表は、ホームページに公表している。2の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見提出は、29年度はございませんでした。

3の活動計画の点検・評価の公表については、ホームページに公表しているとしました。

次に、27、28ページをお願いいたします。

議案第41号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてご説明いたします。

Iの農業委員会の状況については、先程説明いたしました29年度目標の評価ものと同じですので説明を省略いたします。

次に、IIの担い手への農地の利用集積・集約化です。

1の現状及び課題ですが、30年3月現在で、これまでの集積面積は2,624 haとなっており、集積率は75.2%となりました。課題については、記載のとおりです。

2の30年度の目標及び活動計画ですが、目標面積は2,674 haとして、昨年実績を勘案し前年より50 haの増加を目指すものです。目標設定の考え方ですが、新潟市農業構想の担い手への農地集積率85%を最終目標とするものです。

活動計画としては、人・農地プランに基づく地域での話し合い・調整による集積・集約に向けた機運の醸成、中間管理事業や円滑化事業を活用した集積・集約、農業員会だより等による情報提供、担い手確保のための情報収集・情報提供などがあります。

次に、IIIの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。

最初に1の現状及び課題です。

新規参入の状況については、記載のとおりです。

課題としては、高齢化が進展し後継者不足が予想されることから、関係機関と連携し地域の実情に合わせた担い手確保対策が必要としました。

次に、2の30年度の目標及び活動計画ですが、参入目標数は1経営体、目標面積は0.2 haとしました。

具体的活動計画は、記載のとおりであります。

次に、IVの遊休農地に関する措置です。

1の現状及び課題では、30年3月現在で遊休農地面積1.6 ha、全農地面積に対する割合は0.05%となっています。

課題としては、記載のとおりとしています。

2の30年度の目標及び活動計画ですが、解消面積の目標は昨年並みの0.2



haとし、引き続き管内農地面積の1%以下を維持したいとするものです。  
活動計画の農地の利用状況調査、農地の利用意向調査等は記載のとおりです。

次の、Vの違反転用への適正な対応です。

1の現状及び課題ですが、29年3月現在で違反転用面積は1.0haですが、課題については、記載のとおりとなっています。

2の30年度の活動計画ですが、案件ごとの関係部署との調整、是正に向けた個別指導、農業委員会だより等による啓発、違反転用の初期段階での発見・是正指導などをあげさせていただきました。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

鈴木委員

9番鈴木です。

25ページの農地所有適格法人のところで、期限までに報告書を提出しなかった法人が1つあり、引き続き督促していくとのことですが、適格法人の要件を欠くおそれとなることが一番心配なところです。

分かる範囲で良いが、その辺をどのようにとらえているのかお聞きしたいと思います。

事務局  
(次長)

当該法人については、何度か催告し又電話もさせていただいたが連絡がとれなかったため、社長さん宅にもお願いにあがったところです。そのとき社長さんは不在で、奥さんをお願いしたところ承知したとのことでしたが未だに未提出となっています。

法的には、勧告や取り消し、一般法人化ということもあろうかと思いますが、もう少しコミュニケーションをとったのちに判断したいと思っていますので、お時間をいただきたいと思います。

鈴木委員

承知しました。

大竹委員

少し細かいことで恐縮ですが、19ページの農業委員会の体制のところで農業委員数とその内訳が一致していないようですが、これでよいのか伺いたいの1点。もう1つは21ページのⅢの4のところで、新規参入希望者への相談活動についてですが、親元就農者は別として、新規参入を希望する人にとって農機具をどうする、住まいをどうするということが問題になってきます。その辺を、実際相談活動でどうあつかったのか。また、どういふ事例があつたのかお聞かせ願いたい。

事務局  
(次長)

前段の農業委員数と内訳の不一致については、昨年まで委員のうち 11 人が認定農業者であったのですが、1 人の方が認定農業者の更新をしなかったため 10 人となり、結果として内訳と合計数値が一致しなくなったものです。

しかし、内訳のトータルと合計は必ずしも一致する必要はなく、たまたま、昨年まで秋葉区では一致していたということですのでご理解願います。

次に、新規参入者に関するご質問ですが、新規参入のとらえ方が農業委員会と市（産業振興課）とは違って、市では農業法人への新規雇用も新規参入者としてカウントしています。従って、新規参入者数も違ってきます。

また、委員の相談活動に関してですが、事例としては、ある推進委員さんのもとに昨年新規参入したいという方の相談がありまして、その委員さんとしても希望する農地や農業機械に関する相談に乗ったわけですが、結果として参入にはつながらなかったと聞いております。

新規参入者への対応は、農業委員会だけで完結する問題ではなく、県の指導や県農業会議等各種団体の色々な就農支援を仰がなければならない場合が多いわけです。また、そこへつなげていくことが大事ではないかと思えます。皆さんへ相談等があった場合、個人で処理できない場合も多いと思うので、その際は事務局へ連絡いただき、各種支援組織につなげて、安心して参入いただけるよう協力をお願いしたいと思えます。

大竹委員

わかりました。

議長

他にありませんか。

(なし)

議長

他にご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思えます。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 40 号及び議案第 41 号は、原案どおり決定しま

した。

議長

次に、追加議案の

議案第 44 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(田中係長)

議案第 44 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてご説明します。

追加議案書 1 ページ 1 番をご覧ください。

譲渡人 C 氏、譲受人 D 氏より、贈与による所有権移転の許可申請を受け付けました。

本件は、満願寺地区、E 推進委員の担当です。

譲受人の経営面積は約 250 アールで、水稻・蔬菜の経営です。

申請面積は、畑 1 筆、約 0.5 アール。

申請地は農振農用地区域外農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

なお、贈与につき、10 アール当たりの対価はありません。

また、本件は農地部に付されました。

次に番号 2 番から 5 番までの案件についてご説明します。

譲受人はいずれも F 氏です。

F 氏は、貸付地約 1.3ha を所有しておりますが、現在自作地を所有しておらず、本申請により約 76a を一括で取得することにより下限面積条件をクリアするものです。

なお、本件の地目はすべて田であり、大農具は、トラクター、田植え機、コンバイン、農用自動車を所有しています。

また、農業従事者は譲受人及び同人妻を予定しており、年間 100 日程度従事する計画となっています。

では、追加議案書 1 ページ 2 番をご覧ください。

譲渡人 G 氏、譲受人 F 氏より売買による所有権移転の許可申請を受け付けました。

本件は、東金沢地区、H 推進委員の担当です。

申請面積は、田 4 筆、約 24 アール。

申請地は農振農用地区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

10 アール当たりの対価は 90 万 5 千円です。

続きまして、追加議案書 1 ページ 3 番をご覧ください。

譲渡人 I 氏、譲受人 F 氏より、売買による所有権移転の許可申請を受け付けました。

本件は、東金沢地区、H推進委員の担当です。

申請面積は、田2筆、約20アール。

申請地は農振農用地域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

10アール当たりの対価は100万円です。

続きまして、追加議案書1ページ4番をご覧ください。

譲渡人J氏、譲受人F氏より売買による所有権移転の許可申請を受け付けました。

本件は、西金沢地区、K推進委員の担当です。

申請面積は、田1筆、約5アール。

申請地は農振農用地域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

10アール当たりの対価は204万2千円です。

続きまして、追加議案書2ページ5番をご覧ください。

譲渡人L氏、譲受人F氏より売買による所有権移転の許可申請を受け付けました。

本件は、西金沢地区、K推進委員の担当です。

申請面積は、田4筆、約27アール。

申請地は農振農用地域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

10アール当たりの対価は204万2千円です。

以上、2番から5番まで、農地部会に付されました。

続きまして、追加議案書2ページ6番をご覧ください。

M氏、N氏より親子間の使用貸借権設定の許可申請を受け付けました。

申請面積は、田17筆、約1.69ha、畑2筆、約3a、計19筆、約1.72haです。

設定期間は平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間で、経営の合理化を目的としております。

また、本件は同居家族への使用貸借権設定につき、部会省略案件でございます。

最後に、追加議案書2ページ7番をご覧ください。

O氏、P氏より親子間の使用貸借権設定の許可申請を受け付けました。

申請面積は、田32筆、約2.88ha、畑4筆、約10a、計36筆、約2.98haです。

設定期間は平成30年4月1日から平成50年3月31日までの20年間で、O氏の経営移譲年金受給に伴う手続きです。

また、本件は同居家族への使用貸借権設定につき、部会省略案件でございます。

最後に、議案第 37 号の案件は、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

追加議案、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定 5 件の調査内容について報告します。

では、追加議案書 1 ページ 1 番の案件です。

まず、本件の譲受人の D 氏から申請にいたった理由について説明してもらいました。

それによれば、譲渡人から申請地の継続的な管理が難しく、今までも実態的な管理を譲受人が行っていたことから、このたび所有権の贈与について合意したため申請にいたったとのことでした。

また、敷地内にコンクリート跡が確認されたため、これを尋ねたところ、申請地は過去に譲渡人の先祖が居住していた場所らしく、その名残とのことでした。

なお、原因と時期は不明とのことですが、申請地は過去に取り違えの結果、現在の所有権が確定してしまい、今回の申請で正常化する意味合いがあったようです。

部会としては、許可後の耕作について申請どおり行うよう指導し、譲受人もこれを了承しました。

次に、追加議案書 2 ページ 2 番から 2 ページ 5 番の案件です。

本件はいずれも譲受人が同一のため、一括で聞取りを行いました。

まず、本件の譲受人の F 氏から申請にいたった理由について説明しても

らいました。

それによれば、昨年まで耕作していた田を保育園用地として提供したため、その代替地を取得する目的で申請を行ったとのこと。

また、各申請の売買価格について、最近の取引事例と比較して高額であることについてたずねたところ、通作の利便性を考え、購入する農地を指定したこと、購入の話を早くまとめたことから、この価格となったとのこと。

部会としては、許可後の耕作について申請どおり行うよう指導し、譲受人もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(異議なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんのでとりまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第 44 号は、許可相当として意見決定することとしました。

ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画(案)について

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

農地法第 5 条転用届出に関する受理について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の 31 ページをご覧ください。

(白川係長)

新潟市農用地利用配分計画（案）についてであります。  
新津地区で6件、小須戸地区で3件、筆数88筆、面積75.775㎡であります。

続いて34ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。  
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が19件であります。  
以上です。

(田中係長)

39ページをご覧ください。

報告事項 農地の転用事実に関する照会書についてです。  
記載内容のとおり1件受理しました。

続きまして

40ページをご覧ください。

報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
です。

記載内容のとおり2件受理しました。

最後に41ページをご覧ください。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり2件受理いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 大 竹 玲 子

署名委員 柏 木 宏